

埼玉県農林公園条例

昭和六十三年三月二十八日  
条例第十三号

改正  
平成元年 三月二九日条例第三二号 平成九年 三月二八日条例第二六号  
平成一五年 三月一八日条例第三四号 平成一七年 三月二九日条例第五三号  
平成一七年一二月二六日条例第一〇四号 平成一八年 三月二八日条例第一九号  
平成二六年 三月二七日条例第二号 平成三一年 三月一九日条例第二号

注 平成三一年三月一九日条例第二号による改正は、平成三一年一〇月一日から施行につき、現行条文と並列して登載した。

埼玉県農林公園条例をここに公布する。

埼玉県農林公園条例

（設置）

第一条 県民が農林業について学習する機会を設けることにより県民の農林業に対する理解を深めるとともに、農林業関係者に研修の場を提供することによりその資質の向上を図るため、埼玉県農林公園（以下「農林公園」という。）を深谷市本田字西柏房五千七百六十八番地一に設置する。

一部改正〔平成一七年条例一〇四号・一八年一九号〕

（業務）

第二条 農林公園は、次に掲げる業務を行う。

- 一 農林業についての研修及び学習に関すること。
- 二 研修室、展示室、圃（ほ）場、広場その他の施設及び附属設備の利用に関すること。
- 三 その他農林公園の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休業期間等）

第三条 農林公園の休業期間は、一月一日から三日まで及び十二月二十九日から三十一日までとする。

- 2 農林公園を利用することができる時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。
- 3 知事は、農林公園の管理上必要があるときは、臨時に休業日を定め、その一部の利用を禁止し、又は前項の時間を変更することができる。

（行為の禁止等）

第四条 利用者は、農林公園において、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 知事が指定する場所以外の場所において、喫煙、たき火等をし、その他火気を使用すること。
  - 二 知事が指定する場所以外の場所に自動車及び原動機付自転車を乗り入れること。
  - 三 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- 2 知事は、前項に定めるもののほか、利用者の遵守事項を定め、及び農林公園の管理上必要があるときは、利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

（損害賠償）

第五条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に農林公園の施設若しくは設備を損傷し、又は農林公園の物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（立入りの禁止等）

第六条 知事は、農林公園内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、農林公園からの退去を命ずることができる。

（利用の許可）

第七条 第二条第二号に掲げる施設のうち次に掲げる施設及びその附属設備（以下「許可施設等」という。）を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 第一研修室
  - 二 第二研修室
  - 三 調理実習室
  - 四 木工工作室
- 2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。
- 一 農林公園の管理上支障があると認められるとき。
  - 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
  - 三 その他農林公園の設置の目的に反すると認められるとき。
- 3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

一部改正〔平成一七年条例五三号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

全部改正〔平成一七年条例五三号〕

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第九条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は農林公園の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- 一 第四条第一項又は前条の規定に違反したとき。
  - 二 第四条第二項の規定による遵守事項若しくは指示又は第七条第三項の規定による条件に違反したとき。
  - 三 不正な手段によつて利用の許可を受けたとき。
- 2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(原状回復)

第十条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該許可施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(指定管理者による管理)

第十一条 知事は、農林公園の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、農林公園の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条各号に掲げる業務
  - 二 農林公園の施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
  - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務
- 2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条、第四条、第七条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(指定管理者の指定の手続)

第十二条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 知事は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 県民の平等な農林公園の利用を確保することができること。
- 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に農林公園の運営を行うことができること。
- 三 農林公園の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。
- 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(指定管理者の公表等)

第十三条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(管理の基準等)

第十四条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に農林公園の運営を行うこと。
  - 二 農林公園の施設の維持管理を適切に行うこと。
  - 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。
    - 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
    - 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
    - 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
    - 四 前三号に掲げるもののほか、農林公園の管理の適正を期するため必要な事項

追加〔平成一七年条例五三号〕

(指定の取消し等)

第十五条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
  - 二 第十二条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
  - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。
  - 3 第十三条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(指定管理者による施設の現状変更等)

第十六条 指定管理者は、農林公園の施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなつた施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十七条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に農林公園の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(利用料金の納付等)

第十八条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。
- 3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによつて損失を受けることがあつても、その補償の責めを負わない。

追加〔平成一七年条例五三号〕

(利用料金の減免)

第十九条 指定管理者は、利用権利者が公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため許可施設等を利用する場合で、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例五三号〕

(利用料金の返還)

第二十条 指定管理者が収受した利用料金は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を返還する。

- 一 農林公園の管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、許可施設等を利用することができないとき。

一部改正〔平成一七年条例五三号〕

(委任)

第二十一条 この条例に定めるもののほか、農林公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例五三号〕

附 則

この条例は、昭和六十三年六月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二十九日条例第三十二号)

- 1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があつた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成九年三月二十八日条例第二十六号)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に許可の申請があつた利用に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成十五年三月十八日条例第三十四号)

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十七年三月二十九日条例第五十三号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の埼玉県農林公園条例(以下「新条例」という。)第十一条第一項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新条例第十一条第一項、第十二条及び第十三条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第十八条から第二十条までの規定は、施行日以後に許可の申請があつた利用について適用し、施行日前に許可の申請があつた利用については、なお従前の例による。
- 4 指定管理者に埼玉県農林公園の管理を行わせるときは、施行日前に改正前の埼玉県農林公園条例の規定により知事がした利用の許可その他の処分(施行日以後の利用に係るものに限る。)又は知

事に対してされた申請その他の行為（施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成十七年十二月二十六日条例第百四号）

この条例は、（中略）平成十八年一月一日（中略）から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年三月二十七日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年三月十九日条例第二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定（利用料金に係る条例の規定を除く。）は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

別表（第十七条関係）

区分	利用料金	
	半日	一日
第一研修室	四、五三〇円以下	七、三七〇円以下
第二研修室	一、二九〇円以下	二、一九〇円以下
調理実習室	一、六八〇円以下	二、九八〇円以下
木工工作室	一、二九〇円以下	二、一九〇円以下

備考

半日とは午前九時から午後零時三十分まで又は午後一時から午後四時三十分までとし、一日とは午前九時から午後四時三十分までとする。

注 平成三十一年三月十九日条例第二号により、平成三十一年一〇月一日から施行

別表第一研修室の項中「四、五三〇円」を「四、六二〇円」に、「七、三七〇円」を「七、五一〇円」に改め、同表第二研修室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改め、同表調理実習室の項中「一、六八〇円」を「一、七一〇円」に、「二、九八〇円」を「三、〇三〇円」に改め、同表木工工作室の項中「一、二九〇円」を「一、三二〇円」に、「二、一九〇円」を「二、二三〇円」に改める。

一部改正〔平成元年条例三二号・九年二六号・一七年五三号・二六年二号〕